

消費者

架空請求に注意!

身に覚えのない請求は無視!

消費者センターに、「不審なはがきが届いた」という相談が急増しています。平成29年度は451件、平成30年の4月から11月までは196件の相談がありました。

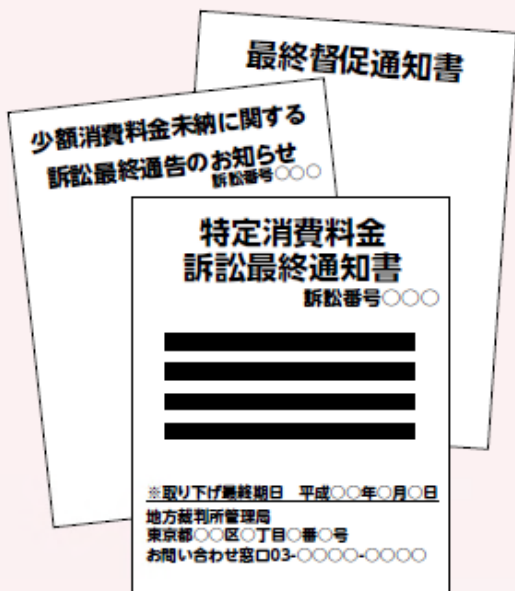
このはがきは、特に50歳代以上の女性を対象に送られています。過去に利用したサービスの未払いがあると思わせ、「民事訴訟として訴状が提出された」「給与、動産および不動産の差し押さえを強制的に履行する」などと不安をあおり、訴訟の取り下げについて連絡するよう誘導します。

連絡をしたら、「支払いは今日中に」「一度支払ってもらい、後で返金する」と言い、コンビニエンスストアでプリペイドカードを購入して支払うよう指示されます。



* * *

架空請求で一度お金を支払ってしまつと、別の名目の未納料金があるなど、追加請求をされ、最終的に100万円を超える被害となることもあります。



被害に遭つてもお金を取り戻すことは大変困難です。身に覚えのない請求を受けた場合は、絶対に連絡しないでください。

少しでも「おかしいな」と思ったら、身近な人や消費者センターに相談するようにしましょう。また、消費者庁の「消費者ホットライン ☎188」でも相談できます（※郵便番号を入力すると担当の相談窓口へつながります）。

* * *

消費者センターでは、市内・県内で発生した消費者トラブルをホームページでお知らせしています。併せて、ご覧ください。



問い合わせ

消費者センター（☎829・1234）